

就労定着支援事業
manaby 船橋駅前事業所 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、manaby 船橋駅前事業所（以下「当事業所」といいます。）と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び厚生労働省令、その他関係法令等の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

なお、本書面において、関係法令等に基づき「サービス」という言葉を使用しますが、当事業所は、「サービスする側」「される側」という区別なく、誰もがともに働く仲間という思いのもと活動しています。

1. サービスを提供する事業者

名 称	DS セルリア株式会社
所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地
電話番号	043-273-5024
代表者氏名	代表取締役 北村 直也
設立年月	平成 27 年 8 月 1 日

2. サービスを提供する事業所の所在地等

事業所の種類	指定就労定着支援事業所
事業所の名称	manaby 船橋駅前事業所
事業所番号	就労定着支援 1212802902 号（令和 5 年 1 月 1 日指定）
事業所の所在地	千葉県船橋市本町 6-4-20 平和ビル 202
連絡先	TEL:047-406-5890 FAX:047-406-5891
管理者	鈴木 悠一郎
サービス管理責任者	鈴木 悠一郎
サービスの実施地域	船橋市全域 ※その他の地域は応相談。
主たる対象者	精神障害者、知的障害者、身体障害者、難病等対象者
事業所が行う他の指定障害福祉サービス	指定就労移行支援事業
開設年月日	令和 5 年 1 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

サービスの目的	通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービスの事業所等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令等を遵守し、地域、障害福祉サービス事業所及び保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、利用者に対して当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

構 造	鉄筋コンクリート造
床面積	104.31 m ²

(2) 主な設備

当事業所では、厚生労働省及び指定権者の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

設備名	部屋数	備考
多目的室	1 室	
相談室	1 室	
洗面設備	2 ヶ所	
トイレ	2 ヶ所	

5. サービス提供職員の設置状況等

(1) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
サービス管理 責任者	2		1		1	1.4	
就労定着支援員	4		3		1	3.4	

当事業所では、厚生労働省及び指定権者の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。職員の異動等による変更については、事業所内に掲示する職員配置表にて、最新の配置状況をお知らせします。

※ 常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(2) 各職種の勤務体制

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
就労定着支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

(3) 営業日と営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日含む） （土曜日、日曜日及び１２月３０日から１月３日の間を除く。また、場合により上記以外の営業日及び営業時間についても営業を行なうことがある。また、職員研修等のためお休みすることもある。）
営業時間	８：３０～１７：３０
サービス提供日	月曜日～金曜日（祝日含む） （土曜日、日曜日及び１２月３０日から１月３日の間を除く。また、場合により上記以外の営業日及び営業時間について営業を行うことがある。）
サービス提供時間	１０：００～１７：００

6. サービス提供の内容

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、就労定着支援計画に基づいて行われます。就労定着支援計画は、当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、就労定着支援計画の写しは利用者に交付いたします。

（１） 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
就労定着支援計画の作成	利用者の職業人としての自立に関する課題を明確にし、適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定し就労定着支援計画を作成します。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に１回以上、雇用先の事業所の事業主を訪問もしくは ICT 機器の使用により、利用者の職場での状況を把握するよう努めます。
相談支援、指導及び助言	月に１回以上、利用者に対し、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面もしくは ICT 機器の使用により行います。
サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
その他	上記に掲げるもののほか、日常生活又は社会生活上必要な支援を行います。

（２） 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行使します。	無償 ただし、手続き等に必要の費用は実費
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実費

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。別紙サービス料金表をご確認ください。

事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月末日までに銀行振り込みにてお支払いください。

（銀行名） みずほ銀行 船橋支店 普通 1458784

（名 義） DS セルリア株式会社

8. 利用者情報の記録及び情報管理等

（1）当社は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については、利用契約の終了後、サービス提供に係る給付費等を受領した後、5年間保管します。

なお、閲覧、複写ができる窓口業務時間は、10：00～16：00です。

（2）利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者からの個人情報取扱同意書に基づき情報提供を行います。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに以下の医療機関等への連絡を行います。

かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	苦情受付担当者：鈴木 悠一郎 苦情解決責任者：管理者 鈴木 悠一郎 受付時間：9：00～16：00 電話番号：047-406-5890 FAX 番号：047-406-5891 ※担当者が不在の場合は、事業所職員までお申し出ください。
第三者委員	受付担当者：特定社会保険労務士 大江広満 所属：社会保険労務士法人めぐみ事務所 TEL：022-781-8075 携帯：090-6451-5119 Mail：hiromitsu@megumi-jimusho.jp
船橋市中央保健センター	住所：千葉県船橋市北本町1-16-55 受付時間：9：00～17：00 電話番号：047-423-2111 FAX 番号：047-423-2334
千葉県船橋市福祉サービス部 指導監査課指導監査第一係 障害福祉担当	住所：千葉県船橋市湊町2-8-11 受付時間：9：00～17：00 電話番号：047-436-2425 FAX 番号：043-246-0298

千葉県運営適正化委員会 (愛称：福祉サービス利用者 サポートセンター)	住所：千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター 受付時間：10:00～12:00/13:00～16:00 電話番号：043-246-0294 FAX 番号：043-246-0298
---	---

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 当事業所の相談窓口	虐待防止窓口担当者：鈴木 悠一郎 虐待防止管理責任者：管理者 鈴木 悠一郎 受付時間：9:00～16:00 電話番号：047-406-5890 FAX 番号：047-406-5891
船橋市障害者虐待防止センター (愛称：はーぷ) ※電話、メールでのみ受付。	住所：非公開 受付時間：24 時間電話、メールで受付 電話番号：047-401-8495 FAX 番号：047-401-8496 MAIL：harp-funabashi@iris.ocn.ne.jp

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 聖鳥会 にじの空クリニック		
医 院 長 名	大塚 佳子		
所 在 地	千葉県船橋市本町 6-2-20 ゼブラ船橋 6 階		
電 話 番 号	047-424-0287		
診 療 科	精神科 心療内科	入 院 設 備	なし

医療機関の名称	医療法人社団健康会 高橋医院		
医 院 長 名	林 俊之		
所 在 地	東京都荒川区町屋 3-2-10 ISE ビル		
電 話 番 号	03-3810-5665		
診 療 科	内科 消化器内科	入 院 設 備	なし

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 ☒有 ☐無 ・誘導灯 ☒有 ☐無 ・ガス漏れ報知機 ☒有 ☐無 ・非常通報装置 ☒有 ☐無 ・消火器 1台
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：東京海上日動火災保険 保険名：超ビジネス保険

13. 第三者による評価の実施状況

第三者評価実施の有無	有 ・ ☒ 無	
※有の場合	実施日	
	評価機関の名称	
	評価結果の開示	有 ・ 無

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動の禁止	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

[以下、本頁余白]

以上、manaby 船橋駅前事業所の就労定着支援事業のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項説明日 年 月 日

事業所名 : manaby 船橋駅前事業所

説明者職名 :

説明者氏名 :

私は、本書面に基づいて事業者から manaby 船橋駅前事業所の就労定着支援事業のサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

重要事項同意日 年 月 日

当事者住所 :

氏 名 :

代理人住所 :

氏 名 :

続 柄 :

別紙 重要事項説明書 サービス料金表

サービス利用料金は、次表の通りです。

給付内容		単位数	給付費	1割負担
基本部分	就労定着支援サービス費	3,512	37,648 円/回	左記の1割
加算部分	初期加算	900	9,648 円/回	左記の1割
	地域連携会議実施加算（Ⅰ）	579	6206 円/回	左記の1割
	地域連携会議実施加算（Ⅱ）	405	4,341 円/回	左記の1割
	職場適応援助者要請研修修了者配置体制加算	120	1,286 円/回	左記の1割
	就労定着実績体制加算	300	3,216 円/回	左記の1割

		を行った場合に、1月につき所定単位数を加算されます。			
利用者負担上限額管理加算		事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算されます。	150	1,608 円/回	左記の 1 割
福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)		加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件の全て及び職場環境等要件を満たす場合、利用1日につき加算されます。令和6年5月31日まで算定可能	上記算定単位の6.4%	上記算定金額の 6.4%	左記の 1 割
福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算 (Ⅰ)		加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、必要な要件を満たす場合、利用1日につき加算されます。令和6年5月31日まで算定可能	上記算定単位の1.7%	上記算定金額の 1.7%	左記の 1 割
福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算		加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、必要な要件を満たす場合、利用1日につき加算されます。令和6年5月31日まで算定可能	上記算定単位の 1.3%	上記算定金額の 1.3%	左記の 1 割
福祉・介護 職員等処遇 改善加算 (Ⅰ)		加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件の全て及び職場環境等要件を満たす場合、利用1日につき加算されます。令和6年6月1日から算定可能	上記算定単位の 10.3 %	上記算定金額の 10.3%	左記の 1 割

※基本報酬は年1回見直しを行いません。変更があり次第お知らせします。各種加算は、スタッフの配置や要件等、加算に該当するサービスを提供した際、随時算定させていただきます。

以上